令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業 に係る企画競争募集要領

この要領は、令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者(以下「提出者」という。)及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

当公募型プロポーザルは、茨城県議会令和6年第一回定例会における、令和6年度茨城県 一般会計予算の成立および国における令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金事業に よる交付金の交付決定を前提に実施いたします。

次に該当する場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しないことを了解の 上応募願います。

- 1 令和6年度茨城県一般会計予算が成立しない場合
- 2 国において交付金の交付決定がなされなかった場合

なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結するものといたします。

1 募集する企画提案に係る事業の概要

(1)事業名

令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業

(2)事業目的

多くの若者が大都市圏で就職するなど、地方における人口流出や少子高齢化により、中小企業等の人材確保が厳しい状況にある。特に、新卒採用市場においては、内閣府をはじめとする関係省庁が「就職・採用活動に関する要請」を行っているところであるが、通年採用の拡大や採用活動の前倒し等により、今後ますます、東京圏企業との競争激化が見込まれている。

このため、本事業では、県内中小企業を対象に、母集団形成等に関する手法、その成功事例を学び、実践するための連続講座・実践支援等を実施し、県内企業が採用市場や学生の就職観の変化等に的確に対応し、自社の求める人材を確保できるよう支援する。

2 委託する業務の内容

ア 企業向け採用力強化のための連続講座及び実践支援等の実施

イ 事業を実施する上で必要となる付帯業務

詳細は、別添「令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託費等上限額

「令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業」の業務委託費の上限額は下記のとおり とします。

3,764,552円 (消費税及び地方消費税含む)

5 応募資格

本事業の対象者となる申請者は、県内に営業拠点を有する法人その他団体(以下、「法人等」という。)であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有し、次に挙げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされて いる者でないこと。
- (3) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 本業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者でないこと。

6 応募書類

- (1) 「令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業」業務委託企画提案応募申請書(募集 要領様式1)
- (2) 応募資格等確認用書類

証明書等は、申請日前3月以内に交付されたもの。

- ア 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書(募集要領様式2)
- イ 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- エ 法人格のない団体にあっては、代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合は、 外国人登録証明書の写し)
- オ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- カ 直近3事業年度の事業報告書、決算書
- (3) 企画提案選考用書類
 - ア 企画提案書(募集要領様式3-1又は任意様式A4判により別添仕様書の3に掲げる 事項について具体的に記載すること。)
- イ 経費見積書(募集要領様式3-2)

- ウ 法人等の概要(募集要領様式4)
- エ 企業の採用力強化・人材確保支援に係る実績
- オ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(4) 提出部数

上記(1)及び(2)を1部上記(3)を5部

(5) 留意事項

- ・企画提案は、一法人等につき1件とします。
- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ・提出された書類の内容は変更することができません。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(募集要領様式5)を提出してください。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

7 応募手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 佐藤

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話:029-301-3645 FAX:029-301-3649

電子メール rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

(ア) 受付期限

令和6年3月7日(木)午後5時まで

(4) 質問様式

様式は自由。但し、以下の項目を明記してください。

- a 件名は「令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託に関する質問」 とすること。
- b 法人等の名称、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレス
- c 質問の表題
- (ウ) 送付方法

持参又は電子メールのいずれかの方法により 7 (1) まで問い合わせてください。 なお、電子メールによる場合は、電話により届いていることを確認してください。

(工) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メールにより回答します。 なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

イ 応募書類の受付

令和6年3月13日(水)午後5時を期限とします。

期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送(必着)により提出してください。

(3) 選考について

ア 選考方法

- (ア) 審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1事業者選定します。
- (4) 審査会では、6(3)「企画提案選考用書類」によりプレゼンテーションを行っていただき、審査をします。

(候補日:令和6年3月19日(火))

イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

ウ 審査基準 (プロポーザルの評価項目等)

ア 企画力

- ・事業目的と提案内容の整合性について
- ・企業向け採用力強化のための連続講座及び実践支援の内容及び実施方法について
- ・企業等への広報について
- ・参加企業への個別フォローアップの実施方法について

イ 事業実施能力

- ・実施体制及び事業実施のスケジュールについて
- ・同種、類似業務の実績について

ウ 経費妥当性

- ・経費積算の妥当性について
- ・費用対効果について

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者(以下「受託候補者」という。)は、受 託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を県に提出し、県の承認 を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

ア 契約書の締結

県は、(1)において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づき作成さ

れた予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項第 6 号に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

ウ 委託金の支払

委託金は原則として業務終了後の精算払いとなります。ただし、所定の手続きのうえ委託金の概算払を認める場合があります。

9 事業報告等

- (1) 委託業務が終了した場合、業務完了報告書を提出していただきます。
- (2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、当委託事業にかかる経費等を明確に区分してください。必要に応じて検査を行う場合があります。
- (3) 当事業は国の交付金を活用した事業であるため、国の会計検査院による実地検査の対象となります。関係書類は、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ関係書類の提出等を 行っていただきます。

10 その他留意事項

(1) 再委託について

受託者は、業務の一部を再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業 務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、 県の承諾を得なければなりません。

(2) 個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、令和 6 年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託契約書別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行ってください。

(3) 秘密保持について

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 契約執行について

本契約の執行に際しては、地方自治法(昭和22年政令第67号)や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(5) 経費負担について

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。